自然公園等工事特記仕様書(自然公園編)

I 工事概要

1. 工事名:令和7年度京都御苑樹木管理工事(御所透かし)

2. 工事場所:京都府京都市上京区京都御苑

3. 工 期:令和8年3月19日(木)まで

4. 工事内容:樹木整姿工 1式

公園施設等撤去・移設工 1式

発生材等処理工 1式

Ⅱ 適用

- 1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」 という。)でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
- 2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
- 3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
- 4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

Ⅲ 適用基準等

- ☑ (1) 自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)(環境省自然環境局自然環境整備課) https://www.env.go.jp/content/900494260.pdf
- ☑ (2) 自然公園等工事施工管理基準(自然公園編)(環境省自然環境局自然環境整備課) https://www.env.go.jp/content/900494252.pdf
- ☑ (3) 自然公園等工事提出書類様式集(環境省自然環境局自然環境整備課) https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/04.html
- ✓ (4) 京都御苑内作業規程(環境省自然環境局京都御苑管理事務所)

IV 特記事項

- 1. 地域事項の概要
- ☑ (1) 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地
- ✓ (2) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)
- ☑ (3) 災害対策基本法による広域避難場所
- ☑ (4) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区(一般地区)
- ✓ (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区
- ✓ (6) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止地域
- ☑ (7) 京都市眺望景観創生条例による視点場(境内)

2. 一般共通事項

- ✓ (1) 工事完成図のサイズは(□A1、☑A3) とする。
- ☑ (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は(☑必要、□不要)とする。
- ☑ (3) 工事写真は、(☑A4 版、□ 版)の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出する

こととし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ 電子納品のみとする場合は、この限りではない。

- □ (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載(毎年2月改正))において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excelファイルで作成し、提出する。
- □ (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件

- (1) 工事全般関係
- ☑ ①本工事は、建設工事における週休2日制工事(現場閉所型)の対象工事である。
- ☑ ②週休2日の考え方
 - (1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で4週8休以上の 現場閉所を行ったと認められることをいう。
 - (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち 年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中 止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
 - (3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (4) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を 行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。
- (5) 受注者の責によらない現場開所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場 閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを 得ない期間に限定すること。

(6) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、 必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

☑ ③現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

☑ ④総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、 自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、 下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季 休暇)の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

☑ ⑤工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程 に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものと する。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程(特にクリティカルパス)と関連する案件の処理期限(誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか)について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者(専門工事業者等の技術者等)を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発 注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合 は、適切に工期の変更を行うものとする。

☑ ⑥現場閉所の達成状況及び精査

現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が 28.5%に満たない場合は、補正した労務費(公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工)、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。(労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。)

(2) 工程関係

☑ ①影響を受ける他の工事

a. 工事名・発注者:京都御苑管理事務所が発注する工事				
b. 制約内容:施工時期の調整				
□ ②自然的・社会的条件による制約				
a. 要因:				
b. 制約内容:				
□ ③関連機関との協議による制約				
a. 関連機関:				
b. 制約内容:				
c. 未成立の場合における成立見込時期:				
□ ④占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設				
□ ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数				
(3) 用地関係				
□ ①用地の取得未了				
□ ②保安林解除や用地規制等				
□ ③官民境界の未確定部分				
□ ④用地の借地及び官有地等の使用				
(4) 環境対策関係				
☑ ①自然環境及び景観等保全のための制約				
a.要因:希少動植物				
b.対象箇所:別途監督職員より指示				
c.制約内容:監督職員確認・立会の下施工する。				
□ ②公害防止のための制限				
□ ③水替、流入防止施設				
□ ④濁水、湧水等の特別処理				
□ ⑤事業損失懸念				
(5) 安全対策関係				
□ ①交通安全施設等の指定				
☑ ②交通誘導警備員の配置				
a.対象要因:大型重機及び大型車両利用時				
b.対象箇所:監督職員と協議の上必要に応じ				
c.対象期間:工事期間内				
d.その他:				
□ ③対策をとる必要がある他施設との近接工事				
□ ④防護施設等				
□ ⑤保安設備及び保安要員の配置				
□ ⑥発破作業等の制限				
□ ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策				
☑ ⑧高所作業の対策				
a.対策内容:近畿地方整備局土木請負工事必携(令和6年8月)14.建設工事公	〉衆			
災害防止対策要綱(土木工事編)第4章高所作業に準拠すること。				

	⑨砂防工事の安全確保対策
(6) 工事用道路関係
	①一般道路の搬入路使用
	②仮道路の設置
	③工事用道路の使用制限
(′	7) 仮設備関係
	①他の工事に引き継ぐ場合
	②引き継いで使用する場合
	③構造及び施工方法の指定
	④設計条件の指定
	⑤除雪
(8	8) 建設副産物関係
	①建設副産物情報交換システムの活用
	監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書(実施書)
	及び再生資源利用促進計画書(実施書)により行うものとする。
	②建設発生土情報交換システム登録対象
	受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を
	行うものとする。
	③再生資材の活用の明示
	④建設リサイクル法対象工事
	⑤建設発生土の受入地への搬出
	⑥建設発生土の他工事への搬出
	⑦他工事からの建設発生土利用
	⑧土壌汚染対策法の届出
\square	⑨植物発生材の処理及び受入
	a.受入規格:樹木の幹及び枝葉
	b.概算数量: 56.23 トン (概算数量)
	c.搬出箇所・距離:株式会社 ヨードクリーン
	(京都御苑から片道距離:10.9km)
	d.その他:上記に示す受入場所は積算上の条件明示であることから、施設を指定
	するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことが
	できる。 ただし、搬出先は可能な限り京都市の再生処分の許可を持
	つ資源化施設とする。
(9) 工事支障物件関係
	①占用物件等の工事支障物件
(10) 薬液注入関係
	①薬液注入
(11)イメージアップ経費
	①率計上内容
	②積上計上內容:

	(2) 鉄筋の継手方法は以下のものと	する。	
	□ ①重ね継手:部位()、谷	圣 ()	
	□ ②ガス圧接:部位()、谷	圣 ()	
	□ ③ : 部位()、径		
	(3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下の	ものとする。	
	(□超音波試験、□引張試験)		
	(4) 鉄筋コンクリートの設計強度は	T	
	設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ	適用箇所
	(5) 無筋コンクリートの設計強度は	_	
	設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ	適用箇所
	(6) セメントの種類は下記による。		
	種類		適用箇所
	普通ポルトランドセメント		
	高炉セメント		
	フライアッシュセメント		
	(7) コンクリートミキサーの清掃に	より生じる汚濁	がは、公園区域外に搬出し適正に
	処理する。		
	6. 材料		
	(1) 以下の工事材料は、見本又は品		特について、工事材料を使用する
	までに監督職員に提出し、確認を		
_	(□ JIS マーク表示品以外全て、)
Ш	(2) 植栽材料については、納入前後		
	示があった場合は、納入樹木の根	巻さを一部取り	外す等により根の状況を確認し、
	承諾を得ること。	1 7 4 4 4 1	ことのよのナーミジ フの地皮 1 四
Ш	(3) 樹木の形状寸法は最小限度を示		F点のものを言うか、その許谷上限
	は監督職員と協議のうえ決定する。	-	○加丁学母专机四十 处。)z 淮州 十
Ш	(4) 木材の加圧保存処理は、JISA 9		
	ること。また、使用薬剤等につい ①薬剤指定:□有()、□無		ソ C y る。)
	②性能区分:□ JAS: 、□ A		,
	(5) 木材のインサイジング加工は、	•	は規格による。また、インサイジン

グ機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用す
る。 □ (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表
面処理用木材保存剤((公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤)で野外での使用が可
能な薬品)を塗布する。
□ (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円
柱仕上げを標準とする。
□ (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等
については監督職員と協議する。
□ (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの(□ 1/2、□)とする。
□ (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取
した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
(□ 人工乾燥処理: %、□ 天然乾燥処理: %)
7. 工事共通
(1) 構造物撤去工
□ ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬
出し適正に処理する。
(2) 仮設工
□ ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び
設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者(1級又
は2級)1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格
証の写しを監督職員に提出するものとする。
(3) 運搬工
① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全
管理要領(自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日)に基づき、輸送
計画書(飛行計画及び安全管理計画等)を監督職員へ提出すること。
□ ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
8. 基盤整備
□ (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。
9. 植栽
□ (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
□ (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
①防腐処理:□有・□無
②防腐処理方法:
□ (3) 張芝部の客土 (床土・目土) は、以下の条件のものとする。 □ 欠土は・
①客土材: ①客土材:(4) 支柱は二脚鳥居支柱(添え木無し)とする。
ロ (4) 大江は一州局内人は(你ん小無し)とりる。

- □ (5) 植栽箇所については、不適地と考えられる箇所があれば、変更のための協議を監 督職員に申し出ること。
- □ (6) 客土が必要な際は基本的には掘削土を用い、その他の材料を使用する際には監督 職員と協議すること。

10. 施設整備

- □ (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し(伸縮目地を含む)、監督職員の承諾を得る。
 - ①舗装種類:
- □ (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。 ①舗装種類:
- □ (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこと とし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- □ (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。
 - ① 施設種類:

11. その他

- ☑ (1) 樹木手入れ後、掛かり葉が残らないよう丁寧に取り除くこと。
- ✓ (2) 芝地及び野草地内は、基本的に車両等の乗り入れをしないこととするが、やむなく乗り入れる場合は、監督職員と協議すること。
- ☑ (3) 御所透かしによる整枝工は、長柄の鋸、長柄の鎌等を使用し、送り枝の差し替え、徒長立枝、枯れ枝の切り除き並びに込み枝等の不用枝の切り透かし、古葉の振るい落とし等を行い、現状の景観に著しい変化がないよう透かし手入れを行う。
- ✓ (4) マツの下枝の枯れ込みを防止するため、原則として上方の枝は強く、下方の枝は弱く剪定する。
- ✓ (5) 大枝の切除に際しては、枝下に切り目を入れてから切り落とすか、枝を長めに残して切り落としたうえで残した枝の切り戻しを行うなど剪定箇所の表皮がはがれないよう注意する。また、切り口に癒合剤を塗布する。
- ☑ (6) 個々の木の状態により幹掃除、松かさの除去等を入念に行う。
- ☑ (7) 車両等の進入は、「椹木口」を基本とする。
- ☑ (8) 利用状況等により、施工時期に制約が生じる場合があるため、詳細は監督員と協議すること。
- ☑ (9) 協議の結果、本工事の対象及び数量を変更する場合がある。必要に応じて契約変更の対象とする。
- ☑ (10) 設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、監督員と協議のうえ、 内容を確定すること。
- ☑ (11) 対象木 B101 は、生物多様性配慮のため、枯れ枝の除去及び古い葉の振り落と しのみとし、枝を落とす剪定は行わないようにすること。
- ☑ (12) 対象木 J580 は、苑内利用者の安全確保のため、年内中の施工とすること。